

H25年度に換地を決定しようとしています

区画整理は意思表示が大切

意見書で行動しないと、事業は進む！

区画整理を考えるだけで気が重い。関わりたくない。市からの「お知らせ」も見たくない。忙しい中、沢山の意見を書いたが、不採択だった等の感想が寄せられました。しかし、皆さんの意見や行動は事業阻止への大きな力になっています。

区画整理は、こっちが無視すれば開放されるものではありません、何もしなければ事業は進み巻き込まれていきます。だから意思表示が大切です。

移転や家の建て替え等は家族で条件が揃ったとき決断する重大事ですが、区画整理は病人がいても、子どもの受験、仕事が忙しい等、夫々の家庭の事情があっても、施行者の都合で行われていきます。

みんなで意見書を書こう！

寄せられた御意見

- ⊙ 道路や公園など色々なものが変更されたのに、資料もよこさず意見も聞かず、次は、換地の決定通知を送付するという。早急に資料を送付すべきだ。
- ⊙ 前回、意見書に書いた質問に対し回答がない、このまま次は換地決定通知が来ると言うが、人の財産を何だと思っているのか！ 至急、回答を求める。
- ⊙ 「やむを得ない状況ですのでご理解ください」と回答がきた。ガマンしろということか、不採択の理由にならない。根拠や具体的な理由の回答を求める。
- ⊙ 換地以前に広すぎる都市計画道路や碁盤の目の道路に反対。断固、動かない。
- ⊙ こんな無駄な事業で移転や再築の苦勞をする気はない。メリットがない。現道を活かした「まちづくり」にすべきだ。
- ⊙ 2次換地案は従前地(現在の土地)に照応していない。認めない。断固反対する。
- ⊙ このまま静かに暮らしたい、区画整理断固反対。動きません。
- ⊙ 多くの人が反対し、苦しんでいる事業の強行は住民イジメで、憲法の生存権、財産権、法の下での平等などに反する行為である。先進国にあるまじき行為。

意見書の出し方

【できるだけ、10月15日(月)迄に出しましょう!】

- 1, 羽村市区画整理事務所(都営住宅側)に持って行くか、郵送かファックスで送ろう。
宛先：羽村駅西口土地区画整理事務所 〒205-0014 羽村市羽東1-29-35
FaX：042-570-7478 (TeL:042-570-7474)
- 2, 記入内容は意見と住所と名前、連絡先だけ。(ひな形は反対の会にご連絡を!)
- 3, 意見書は受付印を押したコピーを直接もらうか返送してもらいましょう。

問題の多い区画整理、各地で悲惨な例

長野県飯田市の区画整理を考える会のニュースに掲載されたものです

やっと手に入れたささやかな財産から土地をタダで取られてしまう。庭や駐車場が無くなってしまう。少なくない人たちが、負担に耐えられず地区外に出て行かざるを得ない。そして、難しい処理事項をいやが応でも個人個人で背負い込まねばならない現実に直面させられる。

市との換地などの交渉、多額の、何百万もの清算金の工面、大家、借家との折衝、移転、引越し、仮設住宅入所、家の造作に伴う大工などとの折衝など、ノイローゼになるような日々、実際病気になってしまった人の話が私達のまわりで出始まる。「甘く考えてはいかんよ」という忠告が身に迫る。

そして、区画整理の後は、増税(固定資産税が上がる)、借金の返済、なくなってしまった庭、人間関係ががらっと変わった隣近所、大きな道路による交通事故の多発、排気ガス、林立するマンション、コンクリートづくめの街の姿。これほどの重大事は他にはない。

弁護士さんから一言

区画整理は大切な財産に関わる問題で、将来思いがけない問題が発生することもあります。法的な手続をとらざるをえなくなることを視野に入れ、おかしいと思うことや意見などは書面で提出しておくことが大切です。

* 立川での弁護士さんとの相談日は、10月25日(木)午後1時30分からです。
どなたでも参加できます。(立川北口徒歩5分) 反対の会にご連絡下さい。

* 区画整理反対の会は、いかなる政党にも所属せず、区画整理による「まちづくり」に反対。現道を活かした「まちづくり」を求める超党派で活動する住民の会です。